

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告らは、原告に対して、連帯して 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{<input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 年 月 日から <input type="checkbox"/>令和 年 月 日まで の割合による金員</p> <p>{<input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{<input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 } から支払済みまで {<input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 } から支払済みまで</p> <p style="text-align: center;">年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告らの負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点 (請求の原因)</p>	<p>「脳響水 (のうきょうすい) 」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんと、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年 (2010年) 1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操 (のうきょうたいそう) 」に由来する (甲1)。</p> <p>脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクトタン (galactan) 」である (甲2) 。関係者は、「ガラクトタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見だし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年 (2013年) 12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年 (2014年) 1月28日以降、訂正が始まった。</p> <p>原告は、関係者からの要望で、平成22年 (2010年) 3月から半年間、一方の被告1の産業戦略部の出先機関、茨城県産業技術イノベーションセンターに「ガラクトタン」の分析を依頼した (甲3) 。しかし、被告1は、当該成分を検出できない不適切な試験を実施し、かつまた、誤った説明も行っていった。被告1を指導したのが、国の研究機関であるもう一方の被告2である。被告1の試験は、里芋のぬめりの主成分であるペクチン性多糖「アラビノガラクトタン (AG) 」ではなく、植物全般に普遍的に含まれるごく微量の糖タンパク質成分「アラビノガラクトタンプロテイン (AGP) 」の検出であった。実際、AGPがかろうじて検出されたのは最初の一回限りであった (甲4) 。被告1はその理由について、「煮詰め」というその製造方法ゆえに「ガラクトタン」がその構成糖「ガラクトース (脳糖) 」に分解されてしまったせいだと誤った説明をしていた。AG、AGP共々、加熱調理では分解されない。問題発覚後、原告は、被告らに抗議したが、被告らは未だミスを認めず、訂正活動にも一切協力していない (甲5) 。よって、原告はその責任を問うため、被告らに対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：脳響水とそのネーミングについて (2012年9月、2013年3月) 甲2：脳響水をめぐる報道について (2012年2月26日、2011年12月19日) 甲3：『日本農業新聞』の記事 (2010年7月19日) 甲4：被告A作成の試験結果一覧 (2014年5月) 甲5：被告Aからのメール (2013年1月27日)</p>